

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 5 年 7 月 7 日

独立行政法人水資源機構
沼田総合管理所
所 長 森合 正人

1. 目的

この歩掛参考見積書の募集は、沼田総合管理所で予定している業務の積算の参考とするために募集するものです。

なお、この歩掛参考見積の提出をもって、業務等の指名(若しくは競争参加資格の付与)をお約束するものではありません。

2. 歩掛参考見積書提出の資格

- (1)水資源機構における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2)営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3)当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成6年5月31日付け6経契第443号)に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 歩掛参考見積書の提出等

- (1)歩掛参考見積書は、作業項目毎に技術者数等をご記入下さい。
- (2)提出期間 令和5年7月7日(金)から令和5年7月21日(金)まで。
持参される場合は、上記期間の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで。
- (3)提出場所
独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 所長 森合 正人 宛
【担当】総務課 廣瀬
〒378-0051 群馬県沼田市上原町1682番地
TEL0278-24-5711 Fax0278-22-7565
- (4)提出方法
書面は持参、郵送又はFAX(社印があること)により提出するものとします。

4. 歩掛参考見積内容

- (1) 歩掛見積内容
別紙-1「見積仕様書」のとおり。
- (2) 業務費の構成と歩掛参考見積徴取範囲
本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料(各編)」(以下「基準書」という。)によるものとします。
歩掛参考見積徴取範囲は、基準書で定義されている直接業務費のうち、別紙-1「見積仕様書」に記載の作業項目、作業内容を実施するために必要な技

術者の人数を徴取します。直接経費、その他原価、一般管理費は含めないものとします。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和5年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(4) 提出様式

歩掛参考見積書の様式は、別紙-2-1～2-2「歩掛参考見積様式」を原則とします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出して下さい。

- (1) 提出期間：令和5年7月7日（金）から令和5年7月12日（水）まで。
持参される場合は、上記期間の土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- (2) 提出場所：3. (3)に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和5年7月18日（火）から令和5年7月21日（金）まで
- (2) 閲覧方法：当機構のホームページに掲載します。

7. 歩掛参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた歩掛参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. 見積有効期間

本件における見積有効期間は令和6年3月末日までとします。

10. その他

- (1) 提出いただいた見積書は、その採用を約束するものではありません。
- (2) 見積書の作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の法令を遵守し、競争を制限する目的で他の者と価格についていかなる相談も行わないようお願いいたします。
- (3) 提出された見積書は、積算の目的以外には使用いたしません。

以 上